

事務事業名	身体障害者デイサービス事業	整理番号	22402-000
所 管	社会福祉課 庶務・障害福祉スタッフ		

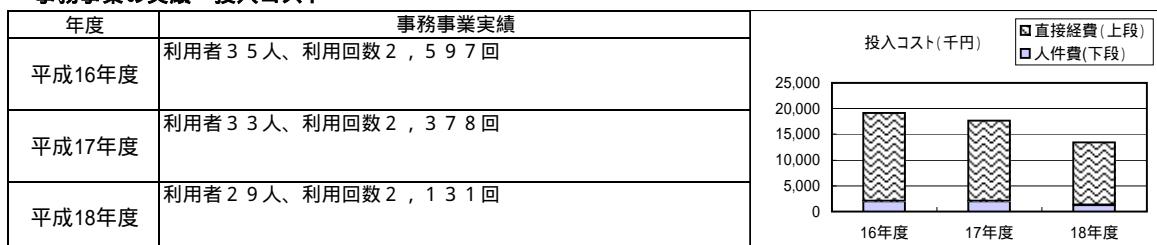
事務事業の位置付け

期間	平成 12年度 ~ 平成 年度	根拠法令・要綱等	御殿場市身体障害者デイサービス事業実施要綱
基本計画における位置付け	基本政策 2-2 福祉の充実 政策 2-2-4 障害者福祉の充実	関連 政策	

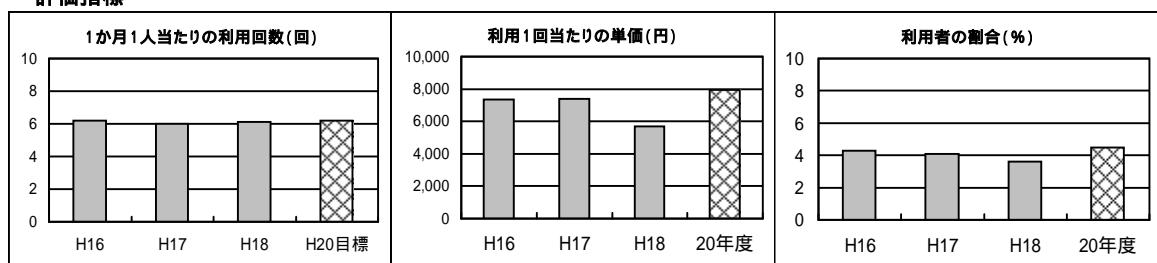
事務事業の内容

目的 (何のために)	就労困難な在宅の障害者の自立や生きがいを高めるため、及び介護者の負担軽減を図るために福祉サービスを提供する。
対象 (誰・何を)	在宅の身体障害者で、介護保険のデイサービスを受けていない人。
手段 (どのようなやり方で)	事業委託している事業所（御殿場十字の園障害者デイサービスセンター）にて、身体障害者がデイサービスを利用する。
成果 (どのような状態にしたいか)	在宅の身体障害者が、機能訓練、社会適応訓練、更生・介護相談、スポーツ・レクリエーション、創作的活動、入浴・給食・送迎サービスを受けることにより、自立や生きがいが高められるとともに、介護者の負担軽減が図られる。
事務事業の背景・住民の意向	在宅の身体障害者に対し、自立や生きがいを高めるため、福祉サービスを提供する必要がある。このことにより、介護者の負担軽減も図られる。
見直し改善の経過	訓練や創作活動などのメニューを、障害者個々の状態やニーズにあわせて多様化した。

事務事業の実績・投入コスト



評価指標



事務事業の評価

観点別・一次評価(担当部署の評価)		コメント	
観点別評価	必要性	就労困難な在宅の障害者の自立や生きがいを高めるとともに、介護者の負担軽減を図るために有効な事業であり継続が必要である。利用人数が減った理由は、介護保険事業への移行や死亡によるもの、また投入コストが減少した理由は、障害者自立支援法により1割の利用者負担が発生したためである。単価が定められているため、今後コスト削減の余地は少ない。	今後の方向性 継続
	有効性		
	効率性		
一次評価	B		
二次評価(行政評価委員会の評価)			今後の方向性
二次評価	B	利用者満足度を調査し、事業内容等の見直しに努められたい。	継続

改革プラン

平成19年度からの対応	障害者自立支援法の施行により、平成19年4月より市が実施する地域生活支援事業の地域活動支援センター事業へ移行する。サービスの質、量を維持するために、設備・人材の充実した社会福祉法人十字の園へ業務委託し、個別相談を行い、その障害者にあった福祉サービスを提供する必要がある。
平成20年度以降の対応	引き続き、サービスの提供体制の確保を図るために、社会福祉法人十字の園へ業務委託し、障害者及び介護者の相談支援、移動支援(送迎)を実施、外出訓練、生活訓練等により障害者の自立や社会参加を促すとともに、介護者の負担軽減を図る。
改革により予想される成果	専門職員が、障害者及び介護者からの相談により、個別のサービスメニューを提供できる。就労困難な在宅の障害者の自立や生きがいを高め、介護者の負担軽減を図るために、設備・人材の充実した社会福祉法人十字の園へ業務委託することで、その障害者にあった福祉サービスが提供でき、その人に合った福祉の増進に寄与できる。